

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税には、土地、家屋及び償却資産(事業用資産)があります。

償却資産の所有者は毎年1月1日現在の豊橋市内に所在する償却資産の申告が義務付けられています(地方税法第383条)。この手引を参考に、同封の申告書等を作成のうえ、申告期限までに提出してください。

1 申告期限

令和7年1月31日(金)

持参による申告は受付の混雑防止のため1月中旬を目途にお願いします。

2 申告書類

提出書類	提出部数	備 考
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	1部 (提出用)	○豊橋市の申告書の様式は「提出用」と「控用」の2枚複写です(以下申告書という) ◎昨年度と同じ内容でも申告が必要です
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1部 (提出用)	

※新たに課税標準の特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した方は、別途提出書類があります。詳細は、P 8、9を確認してください。

3 提出方法

郵送または電子申告(eTAX)、市役所(東館2階)資産税課⑳窓口
電子申告(eTAX)の疑問点は「よくある質問」
をご覧ください。



4 提出前に確認してください

- 申告書を郵送で提出する場合、宛先として使用できるラベルを裏表紙に印刷してありますので、封筒に貼って利用してください。
- 郵送により申告する方で、償却資産申告書の控え(受付印押印済)の返送が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 償却資産を所有していない、廃業又は相続等があった場合は、申告書の「18備考」欄にその旨を記入して提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」と共に「種類別明細書」を必ず提出してください。

目次

項目	ページ
1 償却資産とは	1
2 申告する必要がある方（法人及び個人）	1
3 申告の対象となる資産	1
4 申告の対象とならない資産	1
5 償却資産の主な種類と耐用年数	2
6 申告について	3
7 賦課期日と決算日が異なる場合	4
8 国税資料等の閲覧について	4
9 実地調査について	4
10 償却資産の区分	5
11 課税標準の特例及び非課税について	8
12 国税（所得税・法人税）との違い	10
13 増加償却の適用について	10
14 償却資産の評価	11
15 税額の決定	11
16 納期	12
17 災害減免について	12
18 償却資産課税台帳の閲覧	12
19 間違いが多い申告	12
20 償却資産申告書・種類別明細書の書き方	14
21 Q & A ～よくある質問～	18

「昨年と同じ」「資産を相続した」「廃業した」

適正課税は皆様の申告から

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（機械、器具、備品等）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、無形減価償却資産（特許権、アプリケーションソフトウェア等）、自動車税及び軽自動車税の対象となるものは除きます。

2 申告する必要がある方（法人及び個人）

1月1日現在、豊橋市内に償却資産を所有している方。なお、次の方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- ④ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保している償却資産は原則として買主の方
- ⑤ 償却資産の所有者がわからない場合、使用している方
- ⑥ 償却資産を共有している方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者（外〇名）」という共有名義で申告してください）
- ⑦ 内装・造作及び建築設備等を取付けた賃借人（テナント）等の方
※償却資産を所有していない方は「3. 該当資産なし」で申告してください。
※廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、「3. 該当資産なし」で申告してください。

3 申告の対象となる資産

- ① 耐用年数1年以上で取得価格が10万円以上の資産
- ② 耐用年数1年以上で取得価格10万円未満でも税務会計上で減価償却となる資産
- ③ 償却済資産（固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、100分の5となるため、取得価格の100分の5に当たる金額に課税されます）
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）でも、事業用に供することができる資産
- ⑤ 建設仮勘定で経理されていても、1月1日現在事業の用に供されている資産
- ⑥ 遊休、未稼働資産でも、1月1日現在事業の用に供することができる資産
- ⑦ 資産の所有者が、他の事業を行う者に貸付けている資産
（所有権留保付売買に係る資産は、買主が資産を申告する必要があります）
- ⑧ 改良費（資産の耐用年数を延長又は資産の価値を増加させる場合）に該当する費用
（本体部とは区分し、改良部分ごとに評価を行います）
- ⑨ 福利厚生（社員寮、医療施設、食堂施設、娯楽施設等に関する設備・備品等）の用に供するもの

4 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税又は軽自動車税が課税されている自動車（大型特殊自動車を除く）
P5の「10 償却資産の区分」②自動車等の区分を参照してください
- ② 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ③ 非減価償却資産（書画、骨とう等で希少価値を有し代替性のないもの）
ただし、複製品等で、装飾的な目的で使用しているものは申告の対象です
- ④ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告の対象です）
- ⑤ 特許権、アプリケーションソフトウェア等の「無形減価償却資産」
- ⑥ 開業費、試験研究費等の「繰延資産」
- ⑦ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です

5 償却資産の主な種類と耐用年数

① 償却資産を種類別に分類すると、おおむね下表のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
1	構 築 物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、ビニールハウス、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1. 家屋の所有者が取付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2. 家屋の賃借人等（テナント）が家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます）（※）
2	機 械 及 び 装 置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」）、太陽光発電設備、駐車場機械装置等
3	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」）及び最高時速が毎時35km以上の農耕作業用自動車並びに台車等（P5「②自動車等の区分」参照）
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、エアコン、金庫、パチンコ台、ゲーム機等

（※）家屋の賃借人等（テナント）が取付けた附帯設備の取扱いについて

家屋の賃借人等（テナント）が取付けた附帯設備であって、家屋と不可分一体となったものについて、そのテナントの事業の用に供するために取付けたものに限りその取付けた者を所有者とみなし、テナントの償却資産として取扱います。（平成16年4月1日以降に取付けた附帯設備に係る平成17年度分の課税から適用）

② 耐用年数の記入

償却資産の評価に用いる耐用年数は、「法定耐用年数」によるものです。

しかし、各事業所又は所有者の保有目的・使用状況・その他（「短縮耐用年数」・「見積耐用年数」等）により、同じ名称の資産であっても、耐用年数が同一であるとは限りません。

原則として、「国税の減価償却資産」についての償却費を算定する際に基礎としている耐用年数を種類別明細書（増加資産・全資産用）に必ず記入してください。

※資産の具体的な耐用年数については、税務署へ問わせてください。

※耐用年数の記入がない場合は、申告者に問合わせます。

参考

減価償却資産の「耐用年数」とは、通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数、すなわち通常の効用持続年数のことをいい、その年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により定められています。

なお、償却資産の評価に用いる耐用年数は、固定資産評価基準第3章第1節八により、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとされています。

6 申告について

(1) 以前から申告している方の留意点

- ① 資産の増加・減少があった方… 申告書と種類別明細書を併せて申告してください。
- ② 昨年と変わらない方… 資産に変わらない場合でも毎年申告してください。
- ③ 事業に変更があった方… 前年中に、廃業、休業、転出、相続、承継、吸収合併などその旨を記入して申告してください。
- ④ 課税されていない方… 課税標準額の合計が150万円（免税点）未満及び資産無しの場合は、課税されません。しかし、どちらの場合でも毎年申告してください。

(2) 申告の方法

① 豊橋市様式により申告する場合【一般申告】

同封の「償却資産申告書」と「種類別明細書」を下表の留意事項及び**記入例**（P14～17）を必ず確認し作成してください。

提出書類名	留意事項
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	・ 記入例に明示した赤枠内の項目を必ず記入してください
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	・ 前年中に資産の増減がない方も提出してください

② 独自様式又は電子申告（**eLTAX**）により申告する場合【電算申告】

下表の留意事項及び記入例（P14～17）を参考に作成してください。なお、**eLTAX**の操作方法は、市では返答できませんので、**eLTAX**のヘルプデスク電話0570-081459【受付時間9：00～17：00（土・日、休祝日、年末年始を除く）】に問い合わせてください。

提出書類名	留意事項
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者コードを必ず記入してください。所有者コードは、本市送付の申告書又は「申告のご案内」に記入してあります ・ 電算申告として取扱うと、翌年度から申告書及び種類別明細書を送付しません。送付希望の場合は「18備考」欄に「明細送付希望」と記入してください
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年1月1日現在に豊橋市内にある全資産について、定率法により償却計算を行い評価額を算出してください ・ 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、特例適用後の課税標準額を記入してください ・ 前年中に資産の増減がない場合でも、添付してください ・ 前年中に資産の減少がある場合は、減少資産のみを抽出した種類別明細書を別途作成し添付してください

(3) 申告内容に誤り等を見つけた場合

申告内容の間違い等がわかったときは、遅滞なく修正申告をしてください。

新たな申告書にて修正申告をするか、以前に提出した申告書(控)の写し(コピー)へ赤字修正したものを提出してください。電子申告(ELTAX)の場合は、再度電子申告をしてください。

修正申告の際は、申告書の空きスペースや備考欄に「修正申告」と記入してください。

連絡いただければ、新たな申告書を渡すことが可能です。その際は所有者コードを伝えてください。

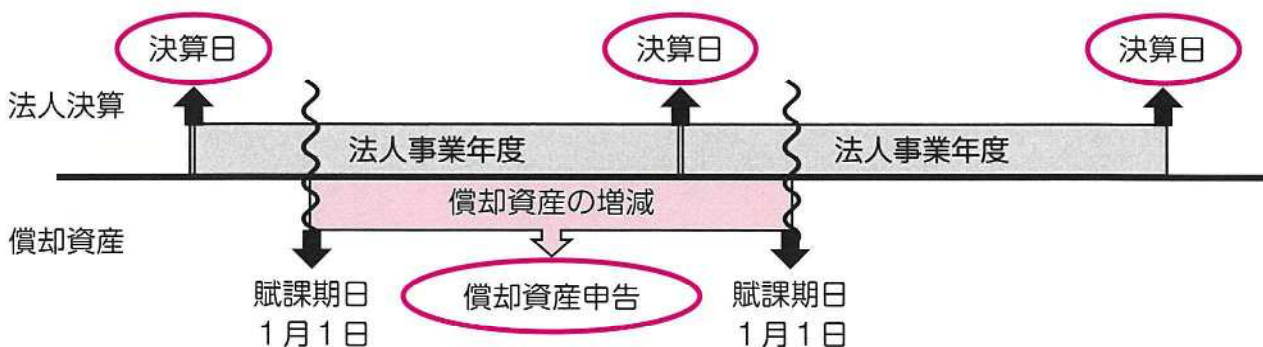
(4) 未申告又は虚偽申告について

正当な理由がなく申告なされない場合は、地方税法第386条及び豊橋市税条例57条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

申告漏れの資産があった場合は、過年度(最大5年間)まで遡って課税されることがあります。

7 賦課期日と決算日が異なる場合

固定資産税(償却資産)の賦課期日は1月1日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合、決算日以降調整し、賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産の申告漏れがないように注意してください。



8 国税資料等の閲覧について

豊橋市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、豊橋市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認しますので協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もあります。

9 実地調査について

償却資産の申告内容が適正なことを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、電話での問合せや資料提供の依頼、実地調査を行うことがありますので、その際は協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく過年度(最大5年間)分も遡及して修正することもあります。

10 償却資産の区分

① 家屋と構築物（建物附属設備）の区分

番号	設備等の内容	家屋と建物附属設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の機械の動力源である電気設備		○		○
2	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
3	ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	ルームエアコン、パッケージエアコン（家屋と構造上一体であるビルトインエアコン等は除きます）		○		○
6	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		○		○
7	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		○		○
8	電気設備（1、3、4に該当するものを除きます）	○			○
9	給排水、高架水槽、衛生設備及びガス設備（7に該当する場合を除きます）	○			○
10	冷房、暖房、通風設備（5に該当するものを除きます）、ボイラー設備（工場等の生産設備であるボイラー等を除きます）	○			○
11	昇降機設備（エレベーター、エスカレーター含む）	○			○
12	消火、排煙、災害報知設備	○			○
13	エアカーテン、ドア自動開閉設備	○			○
14	床、壁、天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			○

② 自動車等の区分

自動車等は、下表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。**償却資産の申告の対象となるのは大型特殊自動車のみとなります。**

フォークリフト、トラクター、田植え機等の小型特殊自動車は軽自動車税の対象となり、償却資産の申告対象になりません。また、自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等についているカーラジオ、カーナビゲーションシステム等も償却資産の申告対象になりません。

●車両の分類（道路運送車両法施行規則）と対象税目

普通自動車	自動車税	×（申告不要）
小型自動車		
軽自動車	軽自動車税	×（申告不要）
原動機付自転車		
小型特殊自動車 ※下の規格表を参照		
大型特殊自動車	固定資産税（償却資産）	○（申告必要）

●豊橋 900 ← この数字が、0、00～09、000～099、9、90～99、900～999のもの
と **00-00**

※小型特殊自動車の規格（基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です）

項目	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	原動機総排気量 (リットル)
農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
上記以外の特殊自動車	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

③ 主な業種別の償却資産の区分

業 種 名	主 な 償 却 資 産
各業種に共通するもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門扉、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲 食 業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、阻集器（グリーストラップ）等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等（コインランドリーも同様）
医 療 業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン等）、各種キャビネット等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水装置、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶・軽食	音響機器、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、照明設備等
印 刷 業	各種印刷機、裁断機等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
農 業	温室（ビニール製）、給排水設備、井戸、乗車して自走運転のできる装置のない農耕用耕作機械等、農耕作業用自動車（大型特殊自動車に限る）等（P5.13参照）
不動産賃貸業	ネットフェンス、宅内側溝、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、集合郵便受け、宅配ボックス、ガスタンク、石油タンク、給水タンク、浄化槽、太陽光パネル等
駐 車 場 業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、配線工事、フェンス、舗装等

※ビルの一室等を借り、自分で内装等を施工した場合は、内装と設備一式が償却資産に該当しません。

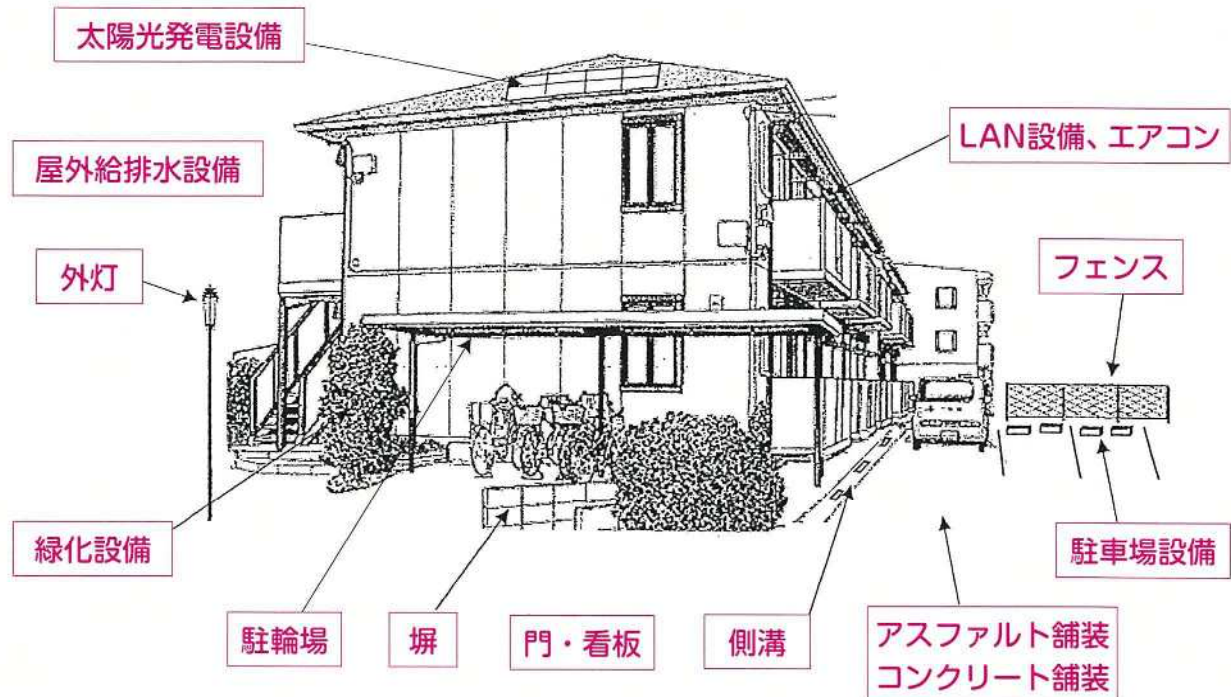
※自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修した場合の費用は、家屋の評価に含まれるので、償却資産の申告は不要です。

※無形減価償却資産（特許権、アプリケーションソフトウェア等）は償却資産ではありません。

④ 賃貸共同住宅や貸駐車場で償却資産の例示

事業用家屋（店舗、アパート等）や貸駐車場を所有又は賃貸業を営んでいる方は、償却資産に該当する資産の申告が必要です。

税務署に提出する所得税青色申告決算書等の「減価償却の計算」欄で資産を確認し、償却資産申告書を作成してください。なお、家屋と償却資産の区分には注意してください。



資産の種類	主なもの（耐用年数例）
構 築 物 建 物 附 属 設 備	駐車場アスファルト舗装（10年）、コンクリート舗装（15年）、門・塀・側溝（15年）、外灯（10年）、緑化設備（20年）、フェンス（10年）、屋外給排水設備（15年）等
機 械 及 び 装 置	受変電設備（15年）、太陽光発電設備（17年）等
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	LAN 設備（6年）、エアコン（6年）等

※建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

- 家 屋 … 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの（例：屋内の電気設備、屋内ガス設備、衛生設備、ビルトインエアコン等）
- 償却資産 … 単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの（例：LAN設備、エアコン等）

11 課税標準の特例及び非課税について

地方税法第349条の3、本法附則第15条に課税標準の特例が、地方税法第348条及び本法附則第14条に非課税の範囲が規定されています。新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した方は、特例又は非課税該当資産であることを証する書類を添付して、特例資産に該当する場合は「課税標準の特例に係る届出書」を、非課税資産に該当する場合は「非課税適用申請書」を提出してください。(P9注1)

また、該当資産については種類別明細書の摘要欄に「特例」又は「非課税」と記入してください。

①課税標準の特例の対象となる償却資産の例

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類
	条	項 号		
ガス事業用資産	地方税法第三四九条の三	第2項	最初の5年間 1/3	
			次の5年間 2/3	
内航船舶		第5項	1/2	船舶検査証書の写し等
汚水又は廃液の処理施設		第2項第1号	1/3(注2)	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し
ごみ処理施設		第2項第2号	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
一般廃棄物の最終処分場		第2項第3号	2/3	
産業廃棄物処理施設		第2項第4号	1/3	産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
下水道除害施設		第2項第5号	4/5(注2)	除害施設新設等届出書の写し
太陽光発電設備	1千kW未満	第25項第1号イ	2/3(注2)	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
		第25項第3号イ	2/3(注2)	
風力発電設備	20kW以上	第25項第1号ロ	2/3(注2)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
	20kW未満	第25項第3号ロ	2/3(注2)	
水力発電設備	5千kW以上	第25項第3号ハ	7/12(注2)	
	5千kW未満	第25項第4号イ	1/2(注2)	
地熱発電設備	1千kW未満	第25項第1号ハ	1/2(注2)	
	1千kW以上	第25項第4号ロ	1/2(注2)	
バイオマス発電設備	1万kW以上 2万kW未満	木竹等以外 第25項第1号ニ	1/2(注2)	
		木竹等 第25項第2号	11/14(注2)	
	1万kW未満	第25項第4号ハ	1/2(注2)	
農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等		第36項	2/3	リース契約書の写し等
中小企業者が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備		第44項	1/2(賃上げ表明有の場合、 1/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画の認定書の写し ※先端設備等導入計画を含む ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し ・賃上げ方針を伴う計画を申請した場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ・リース契約書の写し(※1) ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(※1) (※1) ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合に必要書類

②非課税の対象となる償却資産の例

非課税対象資産	根拠規定		添付資料
	条項	号	
宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	地方税法第三四八条第二項	第3号	定款、法人登記簿謄本等
直接保育又は教育の用に供する固定資産 図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産		第9号	定款、認可証の写し等
保護施設の用に供する固定資産		第10号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等
小規模保育事業の用に供する固定資産		第10号の2	※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、 <u>非課税に該当する団体であることについて愛知県等から証明を取得する必要がある場合があります</u>
児童福祉施設の用に供する固定資産		第10号の3	
認定こども園の用に供する固定資産		第10号の4	
老人福祉施設の用に供する固定資産		第10号の5	【施設例】 救護施設 授産施設 小規模保育 保育所
障害者支援施設の用に供する固定資産		第10号の6	児童養護施設 児童発達支援センター 認定こども園
社会福祉事業の用に供する固定資産		第10号の7	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 福祉ホーム
更生保護事業の用に供する固定資産		第10号の8	身体障害者福祉センター 老人デイサービス
包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産		第10号の9	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産	第10号の10	放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業等	

※①②の表は一部を抜粋したもので、その他のものは償却資産担当まで問わせてください。

※これらの施設及び設備は、政令・総務省令により範囲が制限されているので注意してください。

※税制改正により、特例資産、適用期間、特例率等が変更になることがあります。

(注1) 「課税標準の特例に係る届出書」及び「非課税適用申請書」の用紙は、資産税課のホームページからダウンロードしてください。

(注2) 地方自治体が特例率を定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。詳細は問わせてください。

12 国税（所得税・法人税）との違い

固定資産税の課税対象となる償却資産の範囲、評価方法等は、おおむね所得税、法人税の取扱いと同様ですが、一部の異なる部分があるので、下表を参考にしてください。

項目	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の償却資産は固定資産税定率法を適用（固定資産評価基準別表15に定められた減価率を用いる→P11参照）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
評価額の最低限度	備忘価額（1円）まで	取得価額の5/100
圧縮記帳の制度	認められる	認められない （国庫補助金等の圧縮額は、取得価額に算入されず）
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められる	認められない
中小企業者の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められる	認められない（課税対象）

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人	平成11年1月1日以後に取得した資産 （それ以前に取得した資産は問合せてください）	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
法人	平成10年4月1日以後の事業開始年度に取得した資産 （それ以前に取得した資産は問合せてください）	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

13 増加償却の適用について

増加償却とは、法人税又は所得税法の規定により、機械及び装置が通常の使用時間を超えて使用する場合、償却限度額を一時的に増加させることです。所轄税務署長に届出書を提出することにより増加償却が認められた資産は、償却資産も増加償却の適用が認められます。

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、増加償却を適用している資産がある場合、申告書にその旨を明記するとともに、税務署長への届出書の写しを申告書に添付してください。決算時期が異なるなど申告時に届出書の提出が困難な場合、税務署長に提出後、遅滞なく提出してください。

14 償却資産の評価

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。なお、個々の資産は、**取得価額の5%が最低限度額**です。

〈計算式〉

・ **前年中取得資産**

取得価額 $\times (1 - r/2)$ … (ア)

・ **前年前取得資産**

前年度評価額 $\times (1 - r)$ … (イ)

※ r … 耐用年数に応ずる減価率

〈計算例〉

取得年月：令和6年5月、取得価額250,000円

耐用年数4年の場合

令和7年度 = 250,000円 $\times 0.781$ = 195,250円

令和8年度 = 195,250円 $\times 0.562$ = 109,730円

令和9年度 = 109,730円 $\times 0.562$ = 61,668円

令和10年度 = 61,668円 $\times 0.562$ = 34,657円

令和11年度 = 34,657円 $\times 0.562$ = 19,477円

令和12年度 = 19,477円 $\times 0.562$ = 10,946円

※ 令和12年度で算出額が最低限度額の5% (12,500円) より小さくなるので、以降12,500円です。

償却資産減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 (ア) $1 - r/2$	前年前取得 (イ) $1 - r$			前年中取得 (ア) $1 - r/2$	前年前取得 (イ) $1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

15 税額の決定

課税標準額 … 各資産の評価額を合算した額が課税標準額 (1,000円未満切り捨て) です。

税率 …………… 1.4/100 (豊橋市市税条例第41条)

免税点 …………… 課税標準額の合計が150万円未満は課税されません。(豊橋市市税条例第42条)

16 納期

年税額は第1期（5月）、第2期（7月）、第3期（12月）及び第4期（翌年2月）の4回にわけて納めるか、5月に一括で納めます。

なお、納税通知書は償却資産と土地・家屋で一通の通知書です。

17 災害減免について

豊橋市では火災・風水害等の災害により使用目的を損じた償却資産について、市税条例第51条により減免の規定を設けています。被災状況や時期により、減免の適用可否や減免割合等が異なります。被災されたときは連絡してください。

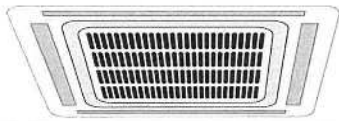
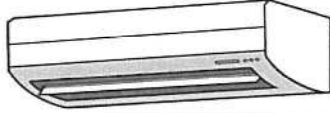
18 償却資産課税台帳の閲覧

償却資産の課税内容を確認したい場合は、4月1日以降に資産税課（本庁東館2階）で課税台帳の閲覧を利用してください。

手数料は、1年度1名義につき100円です。ただし、4月1日から5月31日までの縦覧期間は当年度分のみ無料で閲覧できます。

19 間違いが多い申告

(1) エアコン

エアコン形式	特 徴	申告の有無
	天井埋め込み型 ビルトインエアコン	家屋評価のため 申告不要 ただし、テナントが設置した場合は 申告が必要です
	壁掛型又は据置型	申告が必要です

(2) 太陽光発電

区 分	発電出力 10kW 未満	発電出力 10kW 以上
個人（住宅用） 	【申告不要】 ただし、全量売電目的は 申告が必要です（※）	【申告が必要です】（※） 発電量の余剰又は全量を電力会社に売 電している場合は申告が必要です
法人・個人（事業用） 	【申告が必要です】（※） 個人・法人ともに、売電などの事業の用に供している資産（工場、 店舗、アパート等で使用する電気の発電設備も含む）の場合は、 発電出力に関係なく、申告が必要です	

（※）屋根材一体型（太陽光パネルぶき）の場合、家屋の一部なので償却資産の申告の対象になりません。

租税特別措置法（グリーン投資減税等）に基づいて即時償却を行った資産も市税では課税対象ですので申告が必要です。

(3) 特殊自動車

特殊自動車には①小型特殊自動車と②大型特殊自動車がありますが、②大型特殊自動車が**固定資産税（償却資産）の対象**です。また、規格は㊦農耕作業用と㊧その他に分類されます。

分類	対象となる税金
① 小型特殊自動車	軽自動車税
② 大型特殊自動車（㊦、㊧参照）	固定資産税（償却資産）

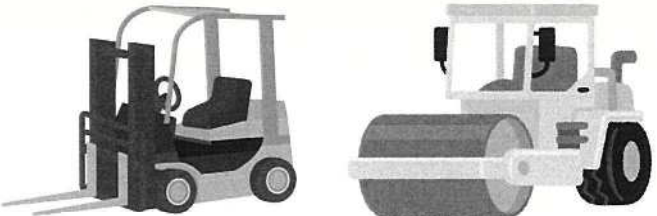
下表の規格は大型特殊自動車です。誤った申告事例が多いため注意してください。

㊦農耕作業用

農耕作業用の大型特殊自動車の規格			
長さ、幅、高さ	制限なし		
最高速度	時速35kmを超える		
排気量	制限なし		
農耕作業用の例（乗用のもの）			
農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※付属品（アタッチメント）を含みます			

※手押しの作業機械（耕運機、田植え機、運搬機等）は償却資産の申告が必要です。

㊧その他（一般用・建設用）

その他（一般用・建設用）の大型特殊自動車の規格			
長さ	4.7mを超える		
幅	1.7mを超える		
高さ	2.8mを超える		
最高速度	時速15kmを超える		
排気量	制限なし		
その他（一般用・建設用）の大型特殊自動車の例			
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スライパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 ※林野作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ及び草刈作業車も含みます			

※規格が1つでも該当する場合は大型特殊自動車なので、償却資産の申告が必要です。

ナンバープレートの有無、公道走行の有無に関わらず、
速度と大きさで判断します

20 償却資産申告書・種類別明細書の書き方

㊦ 償却資産申告書の記入例

①, ②, ⑥, ⑦, ⑫~⑭, ⑮, ⑱は必ず記入してください。
 初めて申告する方は③を必ず記入してください。
 その他の項目についても、可能な限り記入してください。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 7 年 1 月 7 日 豊橋市長 様	令和7年度 償却資産申告書（償却資産課税台）
所有者	① (ふりがな) 住所 とよはししまはしちょう 豊橋市今橋町1番地2 (屋号) ② (ふりがな) 氏名 とよはししょうきやくこうぎょう 豊橋償却工業株式会社 代表取締役 豊橋 太郎 (電話 0532 - 51 - 2226)	③ 3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ④ 4 事業種目 (資本金等の額) () 10 百万円 鉄工業 ⑤ 5 事業開始年月 昭和54年4月1日 ⑥ 6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 豊橋 一郎 (電話 0532-51-2226) ⑦ 7 税理士等の氏名 今橋 二郎 (電話 0532-51-2227)
資産の種類	取得価額	⑮ 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
1 構 築 物	⑪ 前取得したもの (イ) 千 百 万 千 円 863,400 ⑫ 中に減少したもの (ロ) 千 百 万 千 円 263,400 ⑬ 中に取得したもの (ハ) 千 百 万 千 円 600,000 ⑭ (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ) 千 百 万 千 円 600,000	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
2 機 械 及 び 装 置	13,440,000 320,000 16,800,000 29,920,000	⑯ 16 借用資産 (有・無) ⑰ 17 事業所用家屋 ⑱ 18 備考(添付書)
3 船 舶 4 航 空 機 5 車 両 及 び 運 搬 具 6 工 具、器 具 及 び 備 品 7 合 計	760,000 835,000 1,595,000 15,063,400 583,400 17,635,000 32,115,000	⑰ 17 事業所用家屋 ⑱ 18 備考(添付書)
資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)
1 構 築 物 2 機 械 及 び 装 置 3 船 舶 4 航 空 機 5 車 両 及 び 運 搬 具 6 工 具、器 具 及 び 備 品 7 合 計	千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円	千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円 千 百 万 千 円
<評価額等> これらの欄の記載は不要です ※ただし、電算処理による申告の場合は記入してください		
⑰ 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ⑱ 18 備考(添付書)		

欄	住所	記入方法
①	住所	・住所に変更があった場合は、二重線で消して訂正してください ・屋号があれば記入してください
②	氏名	・電話番号を必ず記入してください ・氏名等に変更がある場合は二重線で消して訂正してください
③	個人番号または法人番号	初めて申告する法人又は個人は、必ず記入してください ※個人で過去に申告しているならば記入は不要です
④	事業種目等	事業の内容を記入してください。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。法人の場合は、資本金又は出資金らの金額も記入してください
⑤	事業開始年度	法人は設立年月日、個人は事業開始年月日を記入してください

所有者コード	
帳) ⑧	1 2 3 4 5 6 7 8
8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法・ <input type="radio"/> 定額法
14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・無

- ① 豊橋市今橋町1番地2
 ② 豊橋市今橋町1番地3(借家)
 ③ _____

貸主の名称等 (株)豊橋リース

の所有区分 借家・ 借家
 類等)

いて

をつけてください。

2. 増減なし 3. 該当資産なし

転出等 (平成 年 月 日)

吸収合併等 (平成 年 月 日)

基本情報

名称)

又は法人番号)

資産あり

市処理欄
受 付

入 力

明細確認

課税確認

欄	記入方法	
⑥	この申告に 応答する者の 係及び氏名	市より連絡をする場合がありますので、必ず記入してください。個人で担当者が「2氏名」と同一の場合は、「同左」と記入してください
⑦	税 理 士 等 の 氏 名	税理士等が申告を代行する場合は必ず記入してください。記入がある場合、問合せの際には優先的に連絡します
⑧	所有者コード	独自様式による申告の場合も必ず記入してください ※初めて申告する法人又は個人の記入は不要です
⑨	短縮耐用年数 の 承 認 等	8～14各項目の有無等について、該当するものを○で囲んでください
⑪	前 年 前 に 取得したもの (イ)	前年までの申告にもとづき、印字しています。通常、前年の申告の取得価額と一致しますが、金額に相違がある場合は、該当箇所を訂正し、その理由を⑪「18備考」欄に記入してください ※初めて申告する法人又は個人の記入は不要です
⑫	前 年 中 に 減少したもの (ロ)	前年中に減少した資産の取得価額を種類別に記入してください ※初めて申告する法人又は個人の記入は不要です
⑬	前 年 中 に 取得したもの (ハ)	今回新たに申告する資産の取得価額を種類別に記入してください ※初めて申告する法人又は個人は、前年前、前年中の区分をせず、申告するすべての資産の取得価額をこの欄に記入してください ※申告漏れや、移動により受入れた資産はこの欄に記入してください
⑭	計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)	(イ) - (ロ) + (ハ) の合算を記入してください
⑮	市内における 事業所等 資産の所在地	・豊橋市内にある資産の所在地を記入してください ・借家の場合は(借家)と記入してください
⑯	借 用 資 産	・リース資産・レンタル資産等の有無について該当するものを○で囲んでください ・借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください
⑰	事業所用家屋 の 所 有 区 分	該当する区分全てを○で囲んでください
⑱	備 考	・1～5のうち該当する番号を○で囲んでください ・豊橋市内に資産がなくなった場合は4を○で囲み、その年月日を記入してください ・相続・承継・吸収合併等で所有者の変更があった場合は5を○で囲み、その年月日、新所有者の住所、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記入してください ・課税標準の特例等の適用のある資産を取得した場合は、「特例該当資産あり」等と記入してください

①種類別明細書の記入例

◎前年までの申告（電算申告を除く）にもとづき、資産を印字しているのので、令和7年1月1日時点の資産と相違がないか確認してください。資産の増減がある場合、以下の記入例に沿って記入してください。

- ・前年中に資産の増加がある場合→①
- ・資産の減少がある場合→②
- ・前年前の資産に修正があった場合→③
- ・前年前の資産に申告漏れがあった場合→④
- ・摘要欄の使い方→⑤

◎初めて申告する方は令和7年1月1日現在の全資産を記入してください。

◎独自様式又は電子申告（eLTAX）により提出する方は、減少資産のみを抽出した種類別明細書も別途作成し添付してください。

①

<資産の種類について>

資産の種類に記入する数字は、以下のとおりです。

番号	資産の種類
1	構 築 物
2	機 械 及 び 装 置
3	船 舶
4	航 空 機
5	車 両 及 び 運 搬 具
6	工 具、器 具 及 び 備 品

<資産の名称について>

20文字以内で記入してください。JIS基本漢字等以外の文字を使用した場合、類似の文字に置換えて登録します。

<取得価額について>

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます）を記入してください。

併せて、以下の点に留意してください。

- ・圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。
- ・事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください（事業占有割合による取得価額のおん分は固定資産税の評価上、認められていません）。
- ・店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲受けた場合で、取得価額が不明なものは、取得価額を見積もって記入してください。

令和7年度 償却資産種類別明細

所有者コード	住所	豊橋市今橋町1番地2	
12345678	氏名・法人名	豊橋償却工業株式	
連番	種類	資産番号	資産の名称
01	1	0000001	舗装路面
02	1	0000002	コンタリートベイ
03	2	0000001	溶接機
04	2	0000002	LS-540-800旋盤
05	2	0000003	制御監視盤 第一工場制御監視盤
06	6	0000001	応接セット
07	6	0000002	パソコン
08			
09			
10			
11	2		マシニングセンタ
12	2		コンプレッサー
13	6		パソコン
14			
15	6		複写機
16			
17			
18			

この欄の記入は不要です

2 対象資産を二重線で消し、摘要欄に除去年月と理由を記入してください。
一部減少の場合は、「数量」及び「取得価額」を訂正してください。

1 対象資産を余白に記入し、増加事由の該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

移動による受け入れの場合、その理由を摘要欄に記入してください。

1 耐用年数を必ず記入してください。

書(増加資産・全資産用)

数量	取得年月	取得価額 <small>十億 百万 千 円</small>	耐用年数	減価残存率	評価額	特例減免	課税標準額	増加事由 <small>枚のうち 1枚目</small>	摘要
1	S56.5	600,000	15					1・2 3・4	
1	S57.8	263,400	15					1・2 3・4	R6.4 取壊し
1	H15.6	320,000 640,000	14					1・2 3・4	R6.8 一台廃棄
1	H2.10	2,000,000	10					1・2 3・4	
1	H25.9	10,800,000	14					1・2 3・4	名称訂正
1	H28.4	60,000	14					1・2 3・4	
1	H30.8	700,000	4					1・2 3・4	
これらの欄の記入は不要です									
※ただし、電算処理による申告は記入してください									
1	R6.7	5,600,000	9					1・2 3・4	
1	R6.11	11,200,000	12					1・2 3・4	
1	H29.7	385,000	4					1・2 3・4	豊川支店より R6.5移動
1	R5.10	450,000	5					1・2 3・4	前年度 申告漏れ

3 内容に修正があった場合、該当箇所に二重線を引いて訂正し、その理由を摘要欄に記入してください。

5 申告漏れがあった場合、対象資産を余白に記入し、摘要欄に「○年度申告漏れ」と記入してください。

5 摘要欄に増加・減少の理由を記入例：機器入替、新規増設、廃棄等

21 Q & A ～よくある質問～

Q1 事業の用に供するとは何ですか？

A 「事業」とは、一般に一定の目的の行為を継続、反復して行うことをいいます。必ずしも営利または利益を得ることが目的である必要はありません。また、「事業の用に供する」資産には、遊休・未稼働・簿外・償却済み資産等も含まれます。(P1、2参照)

Q2 現在使っていない資産や休業中の所有資産も申告が必要ですか？

A 必要です。未稼働資産や遊休資産でも、事業の用に供することができる資産であれば、申告が必要です。休業中も同様の理由から申告が必要です。新たに申告書が必要な場合は、所有者情報を確認できれば送付します。(P1参照)

Q3 減価償却していない資産も申告が必要ですか？

A 必要な場合があります。減価償却していない資産(簿外資産)でも、事業の用に供することができる資産であれば、申告が必要です。(P1参照)

Q4 取得価額に消費税は含めるべきでしょうか？

A 税務会計上で採用している経理方式により異なります。所得税及び法人税で税抜経理方式を採用している場合は、消費税額を含まない金額が取得価額です。税込経理方式を採用している場合は、消費税額を含んだ金額が取得価額です。(P1参照)

Q5 豊橋市内に工場はありますが、本社は豊橋市外にあります。償却資産の申告が必要ですか？

A 償却資産の申告は、資産が所在する市町村へ申告することになっていますので、豊橋市内に所在する資産のみを豊橋市へ申告してください。(P1参照)

Q6 資産の増減や異動がなく、昨年と同じ申告内容でも申告は必要ですか？

A 必要です。賦課期日の1月1日現在、償却資産を所有している方は、資産の増減や異動がない場合でも、申告が必要です。申告方法は申告書の右下「18備考」欄の「2.増減なし」を○で囲みます。(P3、14、15参照)

Q7 相続をした場合どのように申告すれば良いですか？

A 申告書右下の「18備考」欄の「資産の状況について」にある「5.相続・承継・吸収合併等」の「相続」を○で囲み、相続した年月日、新所有者の基本情報を記入してください。(P3、14、15参照)

Q8 廃業した場合でも申告が必要ですか？

A 申告書右下の「18備考」欄の「資産の状況について」にある「4.廃業・解散・転出等」の廃業を○で囲み、その横の日付の欄に廃業した日付を記入して提出してください。(P3、14、15参照)

Q9 間違った内容を申告してしまいました。どうすればいいのでしょうか？

A 遅滞なく修正申告をしてください。(P4参照)

Q10 申告書を書き間違えてしまいました。どうすればいいのでしょうか？

A 二重線を引き、余白へ正しいものを記入してください。(P16、17参照)
誤字や汚れが多い場合、申告書を再送しますので連絡してください。

Q11 前年の申告内容に誤りがあり、取得価額が明細書に印字してある金額と異なる場合、どうすればいいですか？

A 該当箇所に二重線を引き、正しい金額を余白に明記するとともに、その理由を「18備考」欄に記入してください。(P16、17参照)
必要に応じて前年の修正申告をしてもらうことがあります。

Q12 建物工事一式で減価償却している場合、どのように申告すればよいですか？

A 「建物工事一式」として税務会計上減価償却している場合は、「工事請負見積書」等から対象資産を選別し、家屋を除き償却資産に該当する資産を申告してください。(P5、7参照)

Q13 昨年から共同住宅（アパート）と貸駐車場の経営（不動産賃貸業）を始めました。新築した家屋は評価を受けましたが、償却資産は具体的に何を申告すればいいですか？

A 家屋の評価は、家屋に対する税金です。
償却資産の申告は、家屋以外の不動産賃貸業に用いる資産が対象です。
具体的には、各部屋のLAN設備やエアコン、駐車場の舗装、フェンス、側溝、外灯、緑化設備、屋外給排水設備、太陽光発電設備等が償却資産の対象です。(P7参照)

Q14 会社の決算日にあわせて申告してもよいですか？

A 1月31日までに申告してください。
会社の決算時期にかかわらず、地方税法第383条の規定により償却資産の申告は、賦課期日（毎年1月1日）現在における当該償却資産を、1月31日までに申告しなければなりません。(P4参照)

Q15 課税標準の特例や非課税の適用を受けるにはどうしますか？

A 新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した場合、「課税標準の特例に係る届出書」又は「非課税適用申請書」に特例又は非課税該当資産であることを証する書類を添付して提出してください。また、明細書の当該資産の摘要欄に「特例」又は「非課税」と記入してください。(P8、9参照)

Q16 毎年、税務署へ確定申告していますが、市へも申告が必要ですか？

A 必要です。税務署への申告は、所得税・法人税（国税）等の確定申告で、市への申告は固定資産税（市税）の申告です。似ていますがそれぞれの機関へ申告してください。
償却資産を所有している限り毎年の申告が地方税法383条により、義務付けられています。（P10参照）

Q17 法人が、中小企業者特例を用い一時に損金算入した資産は申告が必要ですか？

A 必要です。会計処理の方法によって申告が不要な資産は、「10万円未満の資産のうち、一時に損金算入する資産」及び「20万円未満の資産のうち、3年で一括償却する資産」の2点のみです。（P10参照）

Q18 中古資産の耐用年数がわからない場合どうすれば良いですか？

A 中古資産は見積耐用年数を算定できます。または、事実上見積もり困難な場合のみ、次の簡便法による耐用年数を用います。

- ・法定耐用年数の全部を経過した資産
耐用年数＝法定耐用年数×20%
- ・法定耐用年数の一部を経過した資産
耐用年数＝法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20%）

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があれば、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たなければ2年です。（P11参照）

Q19 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告が必要ですか？

A 必要です。その資産が実際に事業に使用できる状態にある限り申告の対象です。
なお、固定資産税での評価額の最低限度は取得価額の5%です。（P11参照）

Q20 税金はかかっていません（免税点）が、毎年申告が必要ですか？

A 必要です。課税標準額が150万円未満を免税点といい課税されませんが、事業を行っている限り毎年の申告が必要です。（P3、11参照）

Q21 住所とは別に申告書や納税通知書の送付先を変更するにはどうしたら良いですか？

A 償却資産申告書の「18備考」欄に、希望する送付先を記入してください。
住所に変更がある場合は、記載の住所に二重線を引き、変更後の住所を記入してください。（P14、15参照）

memo

エルタックス
eLTAXの利用開始・利用方法は、**eLTAX**ヘルプデスクまで問合せください

◆ **eLTAX**の利用の流れ

パソコンとインターネットへの接続が可能な環境が必要です



◆ ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp>



◆ 電話 : 0570-081459 (ヘルプデスク)

上記の電話番号でつながらない場合 : 03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、

eLTAXヘルプデスクまで問合せください



【最終確認】提出前に確認してください

- 償却資産申告書の必要事項を記入していますか？
- 種類別明細書の確認・修正は済んでいますか？
- 種類別明細書に記入した資産は全て豊橋市内にありますか？
- 増加資産の耐用年数を記入していますか？
- 提出物はすべて準備できましたか？
 - ①償却資産申告書
 - ②種類別明細書
 - ③宛先の記入及び切手を貼った返信用封筒（受付印を押した控が必要な場合のみ）
 - ④その他必要書類（新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した場合等）

独自様式・電子申告（*eLTAX*）

- 独自様式又は電子申告（*eLTAX*）で提出する場合、償却資産申告書・種類別明細書に所有者コードを記入していますか？
- 独自様式又は電子申告（*eLTAX*）で提出する場合、前年中に資産の減少があれば、減少資産のみを記入した種類別明細書を添付していますか？

○提出・問合せ先

〒440-8501

豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所

財務部 資産税課 償却資産担当 電話 0532-51-2226

○固定資産税（償却資産）のホームページの検索方法

豊橋市 資産税課 償却資産

検索

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7017.htm>

郵送の際は下のラベルを切り取り封筒に貼付けて利用してください

----- キリトリセン -----

〒440-8501

豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所

資産税課 償却資産担当 行

（償却資産申告書等在中）

キリトリセン

